

大正九年四月十七日

△不用意なる宣言

左記の宣言こそは、過般の罷業に際し、全然罷業に對する市民の同情を失はしめたるものたらずんばあらず。同宣言中には、市民を相手に交通労働組合の立脚地を宣明するものとしては甚だ穩當を缺ける辭句あり、例へば「吾人は市民とも戦はざるを得ず」との一句の如きは電氣局の乗する所となり、之を以て従業員當時の擧を專横にして不遜なるを立證するに餘りありとて、市民に對する宣傳の具に供したり。然らば斯の如く、他より容易に乗せらるゝ宣言は何人の起草に成り、如何なる意味に於てかゝる不用意の辭句を挿入したるやにつき承知する所を記すべし。

云ふまでもなく此の宣言は中西理事の起草したるものにして、幹部中にも其の内容に關して知る所なかりしものありと云へば、少數の幹部にて無雜作に決定したるに相違なく、之が彼等の實際運動に際しさして大なる影響あるべしなどは毛頭思念せざりし所ならん。「市民と戦はざるを得ず」と云ふの一句は二月中巢鴨線怠業當時従業員にして、停留場及車庫附近の乗客及群集より暴行を加へられたるもの少からざりしは、従業員等の深く無念とせる所にして、其の餘憤を此處に洩らんとするに當り、不用意に其の辭句の力説を過したるものと觀るべし。こは一度新聞紙上に市民に宣戦せりと報せ

られし時、幹部等の狼狽して、極力辯解に努めしに徴して明かなり。

△大塚支部幹部の轉勤問題

扱て、上來記述する如く、中西理事長の假出獄に依りて、組合の運動は漸く活氣を呈し來れり。一方中正會に對する反感の日に熾烈の度を加へ來れる時、恰も大塚車庫問題なるもの突發せるなり。

抑も大塚車庫問題なるものは、交通労働組合と中正會との衝突の火花とも觀るべきものにして、此の種の小争にして表面に表はれざりしもの多きにありしなり。四月罷業の發端とせらるゝ此の大塚車庫所屬従業員の轉勤問題は罷業の數日前、同車庫の端山監督が故意か過失か、其の部下の監督代理小坂某の半日勤務に對し一日分を給與せる事實發覺し、交通労働組合大塚支部長、賀川安信は電氣局に其の事實を具申し同監督の彈劾をなしたるに發せり。電氣局は之を一監督の過失なりと辯明したるも端山監督は中正會の成立に斡旋せる人として、交通労働組合の人々は此の過當支給を中正會の關係上故意になせるものと信じ、直に支部會を開催して、同監督の排斥決議をなしたり。電氣局は端山を譴責に處すると同時に、従業員の決議も不穩なりとして、大塚支部長賀川安信外同支部幹事大塚、尾崎、坪川等を早稲田其他の車庫へ轉勤を命じたり。